

移動等円滑化取組報告書（乗合バス車両）

（2021年度）

住 所 岡山市中区徳吉町2丁目8番22号

事業者名 岡山電気軌道株式会社  
代表者名 代表取締役社長 小嶋光信

高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律第9条の5の規定に基づき、次のとおり報告します。

I 前年度の移動等円滑化取組計画書の内容の実施状況

(1) 移動等円滑化に関する措置の実施状況

① 乗合バス車両を公共交通移動等円滑化基準に適合させるために必要な措置

| 対象となる乗合バス車両 | 現行計画の内容<br>(計画対象期間及び事業の主な内容) | 前年度の実施状況                      |
|-------------|------------------------------|-------------------------------|
| ノンステップバス    | 2021年度ノンステップバス3両導入           | 新型コロナウイルスの影響により経営が危機状態のため導入なし |

② 乗合バス車両を使用した役務の提供の方法に関し法第八条第二項及び第三項の主務省令で定める基準を遵守するために必要な措置

| 対 策  | 現行計画の内容<br>(計画対象期間及び事業の主な内容) | 前年度の実施状況 |
|------|------------------------------|----------|
| 法令順守 | 公共交通移動円滑化基準に法り計画を進めていきます。    | 計画通り実施   |

③ 高齢者、障害者等が公共交通機関を利用して移動するために必要となる乗降についての介助、旅客施設における誘導その他の支援

| 対 策              | 現行計画の内容<br>(計画対象期間及び事業の主な内容)   | 前年度の実施状況                       |
|------------------|--|--------------------------------|
| バス乗り方教室<br>意見交換会 | 路線バス運行圏内の地区の方（高齢者中心）を対象にバスの乗り方教室を岡山運輸支局とともに開催している。また、障害者協会の方々とバスの乗り方及びバスの特性（車種）などについて意見交換会を行っています。 | 2022年3月3日、3月11日に視覚障がい者協会の方たちとバ |

④ 高齢者、障害者等が公共交通機関を利用して移動するために必要となる情報の提供

| 対 策                        | 現行計画の内容<br>(計画対象期間及び事業の主な内容)   | 前年度の実施状況                    |
|----------------------------|--|-----------------------------|
| デジタル行先表示機・サイネージ設置・自動行先案内放送 | ・アンダール行先表示器を視認性に優れているホワイトLED行先表示器を車両更新時導入する。<br>・岡山駅及び主要バス停に行先、時刻等を案内するデジタルサイネージの設置を行っています。<br>・天満屋BSにおいて、自動行先案内放送の導入を予定しています。 | 車両導入なし。天満屋BSに自動行先案内放送の導入を実施 |

⑤ 移動等円滑化を図るために必要な教育訓練

| 対 策 | 現行計画の内容<br>(計画対象期間及び事業の主な内容) | 前年度の実施状況 |
|-----|------------------------------|----------|
|     |                              |          |

|                     |  |        |
|---------------------|--|--------|
| 乗務担当社員<br>の<br>技術向上 | 新入乗務担当社員を中心に高齢者、障がい者の乗降支援に関する教育（車いす乗降及び固定方法）や筆談具によるコミュニケーション | 計画通り実施 |
|---------------------|--|--------|

⑥ 高齢者、障害者等が高齢者障害者等用施設等を円滑に利用するために必要となる適正な配慮についての乗合バス車両の利用者に対する広報活動及び啓発活動

| 対 策                         | 現行計画の内容<br>(計画対象期間及び事業の主な内容)   | 前年度の実施状況                                      |
|-----------------------------|--|---|
| 高齢者用定期券・運転免許返納後の交通支援・障がい者割引 | 高齢者用定期券（ことぶきパス）、おかやま愛カードのご提示時<br>運賃半額。障がい者の方は手帳ご提示時に運賃半額、定期券購入<br>時には専用割引の適用。（2021年3月よりミライロID対応） | ハレカーフカード（ICカード）導入により高齢者、障がい者の方の手帳等の提示なしで運賃半額に |

(2) 移動等円滑化の促進を達成するために(1)と併せて講ずべき措置の実施状況

|   |
|---|
| <p>・バス停のバリアフリー化（岡山市）</p> <p>中区役所下り（2018年度）、後樂園前上り（2019年度）、岡山駅前下り（2020年度）海岸通り上り（2020年度）</p> <p>・病院敷地内への乗り入れ</p> <p>健康づくり財団病院（2003年度）、大学病院（2012年度）、労災病院（2015年度）日赤病院（2015年度）</p> |
|---|

(3) 報告書の公表方法

|            |
|------------|
| ホームページでの公表 |
|------------|

(4) その他

|  |
|--|
|  |
|--|

II 乗合バス車両の移動等円滑化の達成状況

( 年 3月31日現在)

|                            | 総車<br>両数 | 公共交通移動等円滑化基準省令に適合した車両数 |                  |                  |         |                 | 公共交通移動等円滑化基準省令に適合していない車両数 |               |   |                           |                     |   |                           |                     |
|----------------------------|----------|------------------------|------------------|------------------|---------|-----------------|---------------------------|---------------|---|---------------------------|---------------------|---|---------------------------|---------------------|
|                            |          | 計                      | ノンステップ<br>バスの車両数 | ワンステップ<br>バスの車両数 | その他の車両数 |                 | 計                         | 基準適用除外認定車両数   |   | その他の車両数                   |                     |   |                           |                     |
|                            |          |                        |                  |                  | 計       | スロープ板を備<br>えたもの |                           | リフトを備え<br>たもの | 計 | うちス<br>ロープ板<br>を備えた<br>もの | うちリ<br>フトを備<br>えたもの | 計 | うちス<br>ロープ板<br>を備えた<br>もの | うちリ<br>フトを備<br>えたもの |
|                            |          |                        |                  |                  |         |                 |                           |               |   |                           |                     |   |                           |                     |
| 前年度車<br>両数                 | 144      | 113                    | 36               | 77               |         |                 | 31                        | 5             |   |                           | 26                  |   |                           |                     |
| 年度内に<br>供用を開<br>始した車<br>両数 |          |                        |                  |                  |         |                 |                           |               |   |                           |                     |   |                           |                     |
| 年度内に<br>供用を廃<br>止した車<br>両数 | 10       | 5                      | 3                | 2                |         |                 | 5                         |               |   |                           | 5                   |   |                           |                     |
| 年度末車<br>両数                 | 134      | 108                    | 33               | 75               |         |                 | 26                        | 5             |   |                           | 21                  |   |                           |                     |

III 高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行規則第6条の2で定める要件に関する事項

|  |   |
|--|---|
| (1) 過去3年度における1年度当たりの平均の輸送人員が1000万人以上である。   | ○ |
| (2) 過去3年度における1年度当たりの平均の輸送人員が100万人以上1000万人未満であり、かつ、以下のいずれかに該当する。<br>①中小企業者でない。<br>②大企業者である公共交通事業者等が自社の株式を50%以上所有しているか、又は自社に対し50%以上出資している中小企業者である。 |   |

(第6号様式)

注1. 公共交通移動等円滑化基準省令に適合した車両数の欄には、公共交通移動等円滑化基準省令の全ての基準に適合している車両の合計数を記入すること。

2. ノンステップバスの車両数の欄には、公共交通移動等円滑化基準省令の全ての基準に適合しているノンステップバス車両の合計数を記入すること。
3. ワンステップバスの車両数の欄には、公共交通移動等円滑化基準省令の全ての基準に適合しているワンステップバス車両の合計数を記入すること。
4. 公共交通移動等円滑化基準省令に適合した車両数のうちその他の車両数の欄には、公共交通移動等円滑化基準省令に適合している車両のうち2及び3に該当しない車両の合計数のほか、公共交通移動等円滑化基準省令第37条第2項第2号の基準に適合するスロープ板その他の車椅子使用者の乗降を円滑にする設備について、スロープ板を備えたもの、リフトを備えたものの別にその車両数を記入すること。
5. 基準適用除外認定車両数の欄には、公共交通移動等円滑化基準省令第43条第1項の認定を受けている車両の合計数のほか、そのうちスロープ板を備えているものの車両数、リフトを備えているものの車両数を記入すること。
6. 公共交通移動等円滑化基準省令に適合していない車両数のうちその他の車両数の欄には、公共交通移動等円滑化基準省令に適合していない車両のうち5に該当しない車両の合計数のほか、そのうちスロープ板を備えているものの車両数、リフトを備えているものの車両数を記入すること。
7. IIIについては、該当する場合には右の欄に○印を記入すること。
8. 「中小企業者」とは、資本金の額が3億円以下又は従業員数が300人以下である民間事業者を指す。
9. 「大企業者」とは、中小企業者以外の民間事業者を指す。